**平成２４年（フ）第２２号**
福島県いわき市常磐藤原町大畑80番地の１
債務者　野崎　直樹
１　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
福島地方裁判所いわき支部
**平成２４年（フ）第３６４号**
埼玉県久喜市中妻1618番地63
債務者　明山　　惠
１　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
**平成２４年（フ）第１０７号**
埼玉県越谷市蒲生西町１丁目２番52号　フレグランス西町102
債務者　浜　一二三
１　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
**平成２４年（フ）第１１６号**
埼玉県越谷市千間台西６丁目19番地６　サンウイングせんげん台Ⅱ205号
債務者　高橋　達弥
１　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
**平成２４年（フ）第１５３号**
埼玉県八潮市大字南後谷725番地１　ライオンズマンション草加東611号室
債務者　福元　節子
１　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
**平成２４年（フ）第１５４号**
埼玉県越谷市東越谷２丁目４番地23　オプランタンⅠ101号
債務者　小俣　理絵
１　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
**平成２４年（フ）第１２０号**
埼玉県深谷市原郷305番地139
債務者　村岡　浩司
１　決定年月日時　平成24年４月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
**平成２４年（フ）第１２２号**
埼玉県熊谷市津田1229番地
債務者　青柳　紀元
１　決定年月日時　平成24年４月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
**平成２４年（フ）第９７号**
静岡県駿東郡清水町柿田730番地の１　柿田ハイツ101号
債務者　杉山　春雄
１　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
**平成２４年（フ）第１０３号**
静岡県沼津市岡一色128番地の19　望月ビル２階東、前住所静岡県沼津市岡一色743番地の８
債務者　森　　啓子
１　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
**平成２４年（フ）第１０５号**
静岡県田方郡函南町間宮794番地の６
債務者　片貝ふさ子
１　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
**平成２４年（フ）第４７６号**
愛知県瀬戸市原山台７丁目５番807号
債務者　三輪　喜昭
１　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
**平成２４年（フ）第８５号**
愛知県岩倉市中央町１丁目41番地コーポ中央203号
債務者　松川　信弘
１　決定年月日時　平成24年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
**平成２４年（フ）第５０号**
愛知県岩倉市宮前町３丁目９番地３　シティハイツ宮前201号
債務者　川村弥奈美
１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
**平成２４年（フ）第６３号**
愛知県一宮市冨田字東浦153番地１
債務者　上野　正博
１　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
**平成２４年（フ）第１８４号**
京都市伏見区向島中島町105番地46
債務者　河本　　隆
１　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
**平成２４年（フ）第１８５号**
京都市伏見区向島中島町105番地46
債務者　河本　実穂
１　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係